

異動申告書(特例適用混和用)の記載要領

1 この申告書は、租税特別措置法87条の8第1項の規定の適用を受けている者（以下「特例適用者」といいます。）が次の事項に異動を生じた場合に提出してください。

(1) 特例適用者の住所、個人番号、氏名又は名称及び個人番号

(2) 特例適用混和の開始年月日

(3) 特例適用混和の休止期間

(注) 営業場を廃止した場合（他の場所への移転による廃止を含みます。）は、「特例適用混和の終了申告書」の提出が必要です。

2 申請・届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。